

観光地域体制強化支援事業業務委託仕様書

1 業務名

観光地域体制強化支援事業業務委託

2 業務の目的

「観光立県かごしま」の実現に向けては、様々な主体が業種の枠を超えた連携を図りながら、地域づくりを進めていくことが重要である。このため、「稼げる」観光地域づくりに関する組織づくりや人材育成、マーケティングや地域の持続可能性を高める観光コンテンツの造成等に対する支援を行い、地域の多様な関係者が連携した観光地域づくりの推進体制を確立し、各エリアの観光戦略に基づく観光地経営による「稼げる」観光地域づくりを推進することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託上限額

16,388千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) 各地域における観光地域づくりの支援

県内の観光地域づくり団体等に対し、各組織の課題や目的を整理し、効果的かつ効果的なデータに基づいた戦略の立案、施策の実施のための、各種観光データの提供、またデータ活用の勉強会を行う。各組織の課題や目的を整理し、データに基づいた専門家による伴走支援を行う。（人流データ購入を含む）

- ① 人流データ購入及び運用
- ② データ利活用勉強会の開催等
- ③ 専門家による伴走支援

※ 人流データの仕様については、以下のとおりとする。

- ・ スマホのGPS位置情報に基づく国内、国外の観光客分析に特化したもの。
- ・ 特に国内については、広域なエリアではなく観光拠点の範囲に合わせ

10m×10m 以内のメッシュで任意のスポットを選定し、来訪地分析（どこに）、発地分析（どこから）、属性分析（どんな人が）、周遊分析（どこを周遊しているか）といった情報を 2 か月に一度以上の頻度で取得できるもの。特に来訪地分析（どこに、どれだけの人 came のか）は週次で取得できること。

- ・任意のスポットの選定数は 2,000 スポット以上とすること。
- ・データ利活用勉強会について
広域：ツール利用方法の全市町村への説明。年 4 回程度。
中域：振興局毎または複数市町村でのデータ読み解き、共有会の実施。
各エリア毎に年 3 回程度
狭域：各市町村と観光協会、DMOでのデータを活用した課題解決支援、
専門家による伴走。
- ・活用するデータについては、各勉強会の時期に合わせ、最新のデータを活用すること。
- ・データの利活用を推進するため、参加者が個別にデータを閲覧、様々な視点で分析できる環境を整えること。
- ・人流データ以外に、国のオープンデータ等、必要なデータを併せて活用すること。
- ・参加者の学習意欲、モチベーションを高められる内容で、参加者同士のコミュニケーションを重視し、実践的なスキルを習得できる内容となるよう工夫すること。
- ・勉強会参加者の SNS グループ等を作り、参加者同士が情報交換できる場を提供すること。
- ・講座の最終回に 1 年間の研修成果を発表する場を設け、講座修了後も受講生及びその関係者が相互に情報共有、地域交流を促進するよう工夫すること。
- ・受託者が行う業務は、観光地域づくり養成講座に係る準備、運営等に係る一切の業務とし、広報、会場手配・設営、資料作成・印刷、アンケート収集・分析を含むものとする。

(2) 観光ガイド・コーディネーターの養成支援

世界自然遺産エリア等の魅力をしっかりと伝えることのできる稼げるガイド人材だけではなく、鹿児島ならではの、地域ならではの素材をつなぎあわせ、旅行者のおもてなしに繋がる旅行商品の造成、運営、販売ができるコーディネーター人材の育成を目的とした研修会の開催等を実施。

組織のみならず個人としての活躍も目指す観光ガイドの育成・自立化に向けた研修会を開催する。

- ・研修会の開催回数は年 4 回程度とする。

- ・研修会の内容は、観光案内のスキルだけではなく、商品造成のスキル、販売方法の知識の向上を目的としたものとする。
- ・他研修との併催も可能とする。
- ・リモート参加も可能とするなど、開催方法を工夫する。
- ・受託者が行う業務は、研修会開催に係る準備、運営等に係る一切の業務とし、広報、会場手配・設営、資料作成・印刷、アンケート収集・分析を含むものとする。

6 業務の進め方

- ・業務委託契約締結後、すみやかに業務計画書を作成し提出すること。
- ・業務計画書に基づき業務を進め、定期的に報告すること。
- ・業務計画に変更が生じた場合は、遅滞なく委託者と協議すること。
- ・委託者が、業務の実施内容等について報告を求めた場合は、遅滞なくこれに応じること。

7 業務計画書

(1) 内容

業務内容、業務スケジュール、業務体制、目標

(2) 提出期限

契約締結後、1週間以内

(3) 部数及び形式

紙ベース3部及び電子データ

8 成果物

(1) 内容

業務報告書

(各業務の取組内容、取組結果、次年度以降の改善策・提言)

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 部数及び形式

紙ベース3部及び電子データ

9 その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権、著作権、利用権は委託者に帰属するものとする。
なお、成果物等に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととする。
また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応することとする。
- (3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は委託者の許可なく、他に公表、貸与、使用、複写、漏洩してはならない。
- (4) 業務完了後に、受託者に責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合には、受託者は速やかに訂正、補正等を行うこととし、これに要する費用は受託者の負担とする。
- (5) この仕様書に定めのない事項や記載内容に疑義が生じた時には、委託者と協議すること。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合は、委託者の了解を得ること。
- (7) 業務委託料の支払いは精算払いとする。